

報告第1号

富津市国民保護計画の変更の報告について

富津市国民保護計画を変更したため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により別冊のとおり報告する。

令和5年11月28日提出

富津市長 高橋 恭市

報告理由

富津市国民保護計画を変更したため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により議会に報告するものである。